

様式1

構造計算適合性判定における指摘事項の写しの交付について

県では、建築確認手続の円滑化を図るため、指定構造計算適合性判定機関が、建築主事又は指定確認検査機関に構造計算適合性判定における指摘事項を通知する際、併せて指摘事項の写しを希望する交付先に電子メールで通知することとしております。

通知を希望する場合は、以下の事項を記入の上、建築確認申請書又は計画通知書に添付してください。

なお、この通知は、建築主事又は指定確認検査機関から建築主に通知される正式な「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」ではないことから、正式な通知書では、指摘事項が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

建築物の名称		
希望する交付先にチェックをし、氏名・メールアドレスを記入してください		
交付先	氏名	メールアドレス
<input type="checkbox"/> 構造設計者		
<input type="checkbox"/> 意匠設計者		
<input type="checkbox"/> 建築主		

※構造設計者・意匠設計者は確認申請書第二面・計画通知書第二面に記載のある者に限ります。